

生駒市訓令甲第5号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

第1条 生駒市事務専決規程（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）に関連して本市が新型コロナウイルス対策として実施し、本市が市民等に直接支出する補助金及び給付金のうち市長が定めるものについては、支出負担行為の合議は、不要とする。

第2条 生駒市事務専決規程の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この訓令中第1条の規定は令和2年4月30日から、第2条の規定は同年9月1日から施行する。